

平成19年 第1回  
福岡県後期高齢者医療広域連合議会 臨時会

会議録（7月30日）

## 目次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	2
議事補助員	2
議事日程・会議に付した事件	2
開会・開議	4
日程第1 仮議席の指定	5
日程第2 広域連合長あいさつ・幹部紹介	5
日程第3 選挙第1号 議長の選挙	7
日程第4 議員提出議案第1・2号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会 会議規則の制定について」ほか1件	8
日程第5 議席の指定	9
日程第6 会期の決定	9
日程第7 選挙第2号 副議長の選挙	9
日程第8 選挙第3号 選挙管理委員及び補充員の選挙	10
日程第9 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて 承認第1～19号「平成18年度福岡県後期高齢者医療広域連合予算」 ほか18件	11
日程第10 議案第1～9号「平成19年度福岡県後期高齢者医療広域 連合一般会計予算」ほか8件	14
日程第12 同意第1～3号「副広域連合長の選任について」ほか2件	23
日程第11 会議録署名議員の指名	26
閉会	26
会議録署名	27

## 日時・場所

平成19年7月30日(月) 15時

ホテルレガロ福岡(福岡市博多区千代一丁目20番31号)

## 出席議員(68名)

1番 山本 眞智子	25番 平安 正知	52番 山本 康太郎
2番 中村 義雄	26番 平原 四郎	53番 柴田 好輝
3番 世良 俊明	27番 井上 澄和	54番 井上 利一
4番 柳井 誠	28番 井本 宗司	56番 高倉 秀信
5番 阿部 正剛	29番 石橋 文恵	57番 筒井 秀来
6番 平畑 雅博	30番 谷井 博美	58番 末崎 亨
7番 川辺 敦子	31番 井上 保廣	59番 平田 喜次郎
8番 稲員 大三郎	32番 松本 嶺男	61番 小川 光吉
9番 古賀 道雄	34番 池浦 順文	62番 田中 礼助
10番 小野 晃	35番 怡土 康男	63番 渡邊 元喜
11番 秋吉 秀子	36番 有吉 哲信	64番 中司 謙治
12番 石橋 力	37番 松岡 賛	65番 高木 良之
13番 向野 敏昭	38番 塚本 勝人	67番 浦野 信義
15番 古本 俊克	40番 壽福 正勝	68番 伊藤 良克
16番 伊藤 信勝	41番 安川 博	69番 伊藤 英明
17番 石田 宝蔵	42番 三浦 正	70番 永原 讓二
18番 田中 雅美	43番 大西 勇	71番 原 伸一
19番 野田 国義	44番 荒木 敏光	72番 浦田 弘二
20番 桑野 照史	47番 小池 弘輔	73番 吉廣 啓子
21番 植木 光治	48番 今井 保利	74番 白石 春夫
22番 八並 康一	49番 志岐 義臣	75番 今富 壽一郎
23番 釜井 健介	50番 石井 要祐	76番 鶴田 忠良
24番 松下 俊男	51番 濱之上 喜郎	

## 欠席議員(9名)

14番 齊藤 守史	45番 長崎 武利	60番 石川 潤一
33番 中村 隆象	46番 鮎川 正義	66番 加治 忠一
39番 西原 親	55番 手柴 豊次	77番 新川 久三

## 説明員

広域連合長 江藤 守國、副広域連合長 山本 文男  
事務局長 永長 利夫、会計管理者 藤吉 隆一、事務局次長 大床 悦朗、  
総務課長 野口 正、事業課長 寺西 信孝、総務課主幹 宮田 英生、  
事業課主幹 末若 明

## 議事補助員

野口 正（書記長）、大野 博仁（書記）、齋村 隆一（書記）

## 議事日程・会議に付した事件

### 第1号

日程第1 仮議席の指定  
日程第2 広域連合長あいさつ・幹部紹介  
日程第3 選挙第1号 議長選挙

### 第1号の2

日程第4 議員提出議案第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則  
の制定について  
議員提出議案第2号 広域連合長専決処分事項の指定について  
日程第5 議席の指定  
日程第6 会期の決定  
日程第7 選挙第2号 副議長の選挙  
日程第8 選挙第3号 選挙管理委員及び補充員の選挙  
日程第9 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて  
承認第1号 平成18年度福岡県後期高齢者医療広域連合予算  
承認第2号 平成19年度福岡県後期高齢者医療広域連合暫定予  
算  
承認第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合公告式条例の制定  
承認第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例  
の制定  
承認第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合の課の設置に関する  
条例の制定  
承認第6号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の制定  
承認第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇  
等に関する条例の制定  
承認第8号 福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常  
勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定

	承認第 9 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の制定
	承認第 10 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の制定
	承認第 11 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定
	承認第 12 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する条例の制定
	承認第 13 号	福岡県自治会館管理組合等公平委員会を共同設置する地方公共団体に加わることについて
	承認第 14 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手段及び効果に関する条例の制定
	承認第 15 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員団体の登録に関する条例の制定
	承認第 16 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定
	承認第 17 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定
	承認第 18 号	福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定
	承認第 19 号	福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定
日程第 10	議案第 1 号	平成 19 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
	議案第 2 号	福岡県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例の制定について
	議案第 3 号	福岡県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について
	議案第 4 号	福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について
	議案第 5 号	福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について
	議案第 6 号	福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 福岡県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について

議案第9号 指定金融機関の指定について

日程第11 会議録署名議員の指名  
第1号の3

日程第12 同意第1号 副広域連合長の選任について

同意第2号 監査委員の選任について

同意第3号 監査委員の選任について

#### ■開会・開議（15時00分）

事務局長（永長利夫） ただいま定刻となりましたので、議会の開会に当たり、議員の皆様へ申し上げます。事務局長の永長と申します。

本日は、広域連合設立後、初めての議会でございますので、議長の選挙まで、地方自治法の第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

本日の出席議員中、年長の議員は、大刀洗町の平田喜次郎議員でございます。

それでは、平田議員、議長席へお願い申し上げます。

臨時議長（平田喜次郎） 皆様、こんにちは。ただいまご案内を受けました平田喜次郎でございます。なにぶん不慣れでございます。どうぞご協力よろしくお願い申し上げます。

議事の進行につきましては、議会会議規則が制定されておられませんので、今議会に提出されております会議規則案に準じて進行したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（平田喜次郎） 異議なしと認めます。よって、これより会議規則案によって議事進行を行います。

本議会の議員定数は77名、定足数39名です。現時点での出席議員は68名で、定足数に達しておりますので、平成19年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合臨時議会を開会をいたします。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

## ■日程第1 仮議席の指定

臨時議長（平田喜次郎） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまのご着席をいただいております席を指定をいたします。

## ■日程第2 広域連合長あいさつ・幹部紹介

臨時議長（平田喜次郎） 次に、日程第2、広域連合長あいさつ並びに幹部の紹介を行います。

広域連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

お願いします。

広域連合長（江藤守國） ただいまご紹介をいただきました広域連合長を仰せつかっております江藤守國でございます。

議員の皆様におかれましては、本日は、大変ご多忙の中、議会にお集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

議会開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げますとともに、議案の概要等についてご説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、ご承知のとおり、医療保険制度の再構築や医療費適正化を掲げる今般の医療制度改革の一環として、来年4月から全国一斉に始まります。

本広域連合におきましても、円滑な制度の運営と、全国で最も高い老人医療費の適正化が求められております。

議員の皆様のご協力をいただきながら、鋭意取り組んでいく所存でございます。今後とも、議員の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、広域連合が設立して最初の議会でございます。

本日提案させていただいております議案は、まず、19本の専決処分について承認をお願いするものでございます。

これらは、地方自治法第179条第1項の規定により、広域連合が設立して以来、議会が成立しておりませんでしたので、必要不可欠なものとして、連合長として専決処分した予算、条例などがございます。

次に、承認議案第1号「18年度予算」は、広域連合が設立した昨年度3月30日と31日の2日分の予算で、歳入歳出それぞれ約73万円としたものでございます。

承認議案第2号「19年度暫定予算」は、本年4月から7月までの4ヶ月分の予算で、歳入歳出をそれぞれ約2億9千万円としたものであります。

承認議案第3号から第18号は、条例等の公告、執行機関の組織、職員の服務・手当・旅費を定めた条例等、及び特別職職員の報酬・費用弁償等について定めた条例の制定であります。

承認議案第19号は、議員の報酬・費用弁償に関する条例であります。

また、議案第1号は、「平成19年度の一般会計予算」で、本予算案は、構成市町村との連携の強化、平成20年度からの新制度の施行に向けた広報の推進、給付業務や資格管理の実施体制の確立、電算処理システムの構築の4つの方針に基づき編成をいたしております。

歳入歳出総額は、約7億2千万円で、主な歳入として、市町村からの負担金、約6億8千万円、国庫補助金、約3千万円、設立準備委員会の精算残金、約1千万円余。

主な歳出として、議会・選挙管理委員会・監査委員に係る経費のほか、職員の人件費や事務所の賃借料等、約2億7千万円、電算処理システムの導入経費や事業の準備経費、約4億4千万円であります。

また、債務負担行為として、電算処理システム関連で、20年度から24年度までの5年分をお願いするものでございます。

議案第2号は、本議会の定例会の回数を毎年2回とするものであります。

議案第3号から第7号は、監査委員及び情報公開・個人情報の保護について、必要な事項を定める条例でございます。

そして、議案第8号は、地方自治法に基づく、広域計画の作成でございまして、今後5年間の広域連合と構成市町村の事務処理の指針となるものであります。

この計画案におきましては、制度運営の目標として「後期高齢者の心身の特性及び生活実態に応じて、必要かつ適切な医療サービスを提供すること」を掲げ、具体的には、被保険者の利便性への配慮や、市町村・国・県・関係機関との連携のもとに、保険財政の安定化・医療費の適正化、簡素で効率的な事務運営を図ることといたしております。

議案第9号は、本広域連合の指定金融機関を定めるものでございます。

さらに本日、追加議案といたしまして、副広域連合長及び監査委員の選任案を提出いたしておりますので、なにとぞ、ご同意の程、お願い申し上げます。

それではここで、広域連合事務局の幹部職員を紹介させていただきます。

永長事務局長でございます。(事務局長、起立して一礼) 藤吉会計管理者でございます。(会計管理者、起立して一礼) 大床事務局次長でございます。(事務局次長、起立して一礼) 野口総務課長でございます。(総務課長、起立して一礼) 寺西事業課長でございます。(事業課長、起立して一礼) 大野総務課主幹でございます。(総務課主幹、起立して一礼) 宮田総務課主幹でございます。(総務課主幹、起立して一礼) 末若事業課主幹でございます。(事業課主幹、起立して一礼) 以上の幹部職員でございます。よろしくお願いたします。

以上をもちまして、本日提案いたしております議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、なにとぞ、慎重なご審議の上、満場のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

臨時議長(平田喜次郎) ありがとうございます。



### ■日程第3 選挙第1号 議長の選挙

臨時議長（平田喜次郎） 続いて、日程第3、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（平田喜次郎） 異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。被指名者を指名する議員を、臨時議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（平田喜次郎） 異議なしと認めます。よって、被指名者を指名する議員を、臨時議長において指名することに決定をいたしました。

被指名者を指名する議員に、52番、山本康太郎議員を指名いたします。

52番（山本康太郎議員） それでは、私の方から指名を申し上げます。福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長に赤村選出の71番、原 伸一議員を指名いたします。

臨時議長（平田喜次郎） ありがとうございます。お諮りします。ただいま指名されました原 伸一議員を、議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（平田喜次郎） 異議なしと認めます。よって、原 伸一議員が議長に当選をされました。

原議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

（原議員、告知書を受領）

臨時議長（平田喜次郎） 原議長に、就任のご挨拶をお願いします。

議長（原 伸一） ただいまご紹介をいただきました田川郡赤村議会議長の原 伸一でございます。

本広域連合議会の議長を務めることになりました。本議会が円滑に運営され、住民福祉の向上が図られますように、ご出席の議員各位のご尽力と議会運営に対するご協力をお願い申し上げて、甚だ簡単ではございますけれども、議長就任の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（平田喜次郎） ありがとうございます。

以上で、臨時議長の職務を終わらせていただきます。皆様のご協力心から御礼を申し上げます。これで降壇をいたします。

それでは、原議長、議長席にお願いをいたします。

**■日程第4 議員提出議案第1・2号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」ほか1件**

議長（原 伸一） 議事日程として、「第1号の2」をお手元に配布のとおり追加いたします。ご了承ください。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

それでは、日程第4、議員提出議案第1号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会規則の制定について」及び議員提出議案第2号「広域連合長専決処分事項の指定について」を一括議題といたします。

議案書は、お手元に配布のとおりです。

提案理由の説明をお願いします。

12番、石橋 力議員。

12番（石橋 力議員） 久留米市の石橋でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

2件の議員提出議案は、わたくしのほか、15人の賛成者の連署をもって、議長に提出しております。

まず、第1号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」でございます。議案書その2、議員提出議案の1ページをご覧ください。

ご承知のとおり、議会は、地方自治法第120条の規定により、会議規則を設けなければならないとされております。そこで、本広域連合の初議会に当たり、この会議規則を提出するものでございます。

主な規定事項としては、議席、会期等の会議に関する事、請願、辞職及び資格の決定など、議会の運営に関し必要な事項でございます。

次に、第2号「広域連合長専決処分事項の指定について」でございます。同じく議案書その2、議員提出議案の15ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項におきましては、「議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、長において専決処分することができる」とされております。いわゆる議会の委任による長の専決処分事項を指定するものです。

指定の内容としては、他の自治体の指定事項を参考に、1、100万円以下の訴えの提起、2、100万円以下の和解及び調停、3、100万円以内において損害賠償の額を定めること。ただし、交通事故については、自動車損害賠償保障法施行令に定める保険金額以内とすることとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。議員各位の満場のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（原 伸一） 本議案について質疑及び討論の通告はございませんので、これより

採決をいたします。

お諮りします。議員提出議案第1号及び第2号を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(原 伸一) 異議なしと認めます。よって、本2件は、原案のとおり可決をされました。

#### ■日程第5 議席の指定

議長(原 伸一) 日程第5「議席の指定」を行います。

議席は、議会会議規則第4条第1項の規定により、現在ご着席の席をもって議席といたします。

#### ■日程第6 会期の決定

議長(原 伸一) 日程第6「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(原 伸一) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

#### ■日程第7 選挙第2号 副議長の選挙

議長(原 伸一) 日程第7、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(原 伸一) 異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選によることに決定をしました。

お諮りします。被指名者を指名する議員を、議長において指名することとしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(原 伸一) 異議なしと認めます。よって、被指名者を指名する議員を、議長において指名することに決定をしました。

被指名者を指名する議員に、20番、桑野照史議員を指名いたします。

20番(桑野照史議員) 議長。

議長(原 伸一) 20番、桑野照史議員。

20番(桑野照史議員) それでは、わたくしから副議長には18番、柳川市議会の議

長であります田中雅美議員を指名をいたします。

議長（原 伸一） お諮りします。ただいま指名をされました田中雅美議員を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、田中雅美議員が副議長に当選をされました。

田中雅美議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

（田中議員、告知書を受領）

議長（原 伸一） 田中副議長に、就任のご挨拶をお願いいたします。

副議長（田中雅美） ただいま副議長にご推挙いただきました柳川市議会の田中でございます。

本日、副議長に就任いたし、本議会の円滑な運営のため、今後、議長の補佐役を担ってまいります。どうか、議員の皆様方のご支援・ご協力をよろしくをお願いをいたしまして、誠に簡単ではございますけど、わたくしの就任の挨拶といたします。

議長（原 伸一） ありがとうございます。

#### ■日程第8 選挙第3号 選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（原 伸一） 日程第8、選挙第3号「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、選挙管理委員及び補充員の選挙方法は、指名推選によることに決定をしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員に、木原信之氏、現、北九州市選挙管理委員、永田次男氏、現、筑後市選挙管理委員、森 隆昭氏、現、新宮町補充員、緒方克州氏、現、桂川町選挙管理委員を指名します。

補充員に、小田善信氏、現、行橋市選挙管理委員、岡部誠一氏、現、宗像市選挙管理委員、岡崎重喜氏、現、大木町選挙管理委員、信末友彦氏、現、上毛町選挙管理委員を指名いたします。補充の順序は、市と町村ごとに、今申し上げました順序としたいと存じます。

なお、いずれの被指名者も所属政党等はありません。

お諮りします。ただいま指名いたしました方々を、選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(原 伸一) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員及び補充員に当選をされました。

## ■日程第9 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて 承認第1 ～19号「平成18年度福岡県後期高齢者医療広域連合予算」ほか18件

議長(原 伸一) 日程第9、専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて、承認第1号「平成18年度福岡県後期高齢者医療広域連合予算」から、承認第19号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定」までの19件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長(永長利夫) 本19件の承認議案でございますが、去る3月30日の広域連合設立以来、当面必要不可欠でございました条例等でございますが、議会が成立いたしておりませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、広域連合長において専決処分をさせていただいたものでございます。同条第3項の規定によりまして、本議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

順次、説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。承認第1号「平成18年度予算」でございます。第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ73万1千円でございます。6ページをお願いいたします。歳入は、本広域連合設立準備委員会の精算残金をもって充てております。7ページをご覧ください。歳出といたしましては、本広域連合が設立した本年3月30日及び翌31日の2日間分といたしまして、事務所の諸経費、派遣職員の給与の負担金などを計上いたしております。

次に、10ページをご覧ください。承認第2号「平成19年度暫定予算」でございます。本予算は、4月から議会でご審議をいただく7月までの必要な予算を編成したものでございます。第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億8,628万1千円でございます。また、第2条のとおり、当初の資金繰りのため、一時借入金の最高額を1千万円と定めております。13ページをお願いいたします。歳入は、市町村からの共通経費に係る分担金、国からの補助金を計上をいたしております。14ページをご覧ください。歳出でございます。議会費、それから15ページの事務所の諸経費、派遣職員の給与の負担金、17ページでございますが電算システム導入経費などでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。承認第3号「公告式条例の制定」でございます。地方自治法第16条第4項及び第5項の規定に基づきまして、広域連合の条例・規則の公布につきまして事務所に掲示することなどを定めるものでございます。

次に、23ページをお願い申し上げます。承認第4号「休日を定める条例の制定」でございます。地方自治法第4条の2の規定に基づきまして、当広域連合の休日といたしまして土曜、日曜、祝日及び年末年始を定めるものでございます。

次に、26ページをお願い申し上げます。承認第5号「課の設置に関する条例の制定」でございます。地方自治法158条第1項の規定に基づきまして、当広域連合に総務課及び事業課を置きまして、その分掌事務を定めるものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。承認第6号「職員定数条例の制定」でございます。地方自治法第138条第6項等の規定に基づきまして、当広域連合の職員定数として広域連合長事務部局23人、議会、選挙管理委員会及び監査委員の職員をそれぞれ兼務で3人とするものでございます。

次に、32ページをお願い申し上げます。承認第7号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定」でございます。地方公務員法第24条の第6項の規定に基づきまして、主な内容といたしまして、第2条、職員の勤務時間は、1週当たり38時間45分を下回らず40時間を超えない範囲で規則で定めること。第3条でございますが、日曜日及び土曜日は週休日とすること。第5条、週休日に勤務をした場合の振替。33ページをお願いいたします。第6条、休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上とすること。第7条、時間外勤務に係る命令でございます。34ページをお願いします。第9条でございます。祝日及び年末年始は休日とすること。第10条でございます。休日に勤務をした場合の代休でございます。35ページをご覧ください。第11条、休暇の承認手続を定めるものでございます。

次に、38ページをご覧ください。承認第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定」でございます。第4条でございます。費用弁償は、旅費条例により計算した旅費を支給すること。第6条、広域連合長及び副広域連合長の報酬は、市町村から受ける給与があるときは支給をしない。39ページをご覧ください。選挙管理委員でございますが、日額5千円、監査委員は月額5千円とすることでございます。

次に、42ページをご覧ください。承認第9号でございます。「職員等の旅費に関する条例の制定」でございます。職員等の旅費の種類・額・支給方法について定めたものでございます。

次に、51ページをご覧ください。承認第10号「職員のサービスの宣誓に関する条例の制定」でございます。地方公務員法第31条の規定に基づきまして、職員は、宣誓書に署名してからでなければ職務を行ってはならないとするものでございます。

次に、54ページをお願いいたします。承認第11号「職員の職務に専念する義務の

特例に関する条例の制定」でございます。地方公務員法第35条の規定に基づきまして、職員は、研修を受ける場合、厚生計画の実施に参加する場合、その他広域連合長が定める場合には、任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、職務専念義務を免除されることを定めるものでございます。

次に、57ページをお願い申し上げます。承認第12号でございます。「職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する条例の制定」でございます。地方公務員法第24条第6項の規定に基づきまして、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を、派遣元の自治体から支給されない課長級以上の職の者に支給するものでございます。

次に、60ページをお願い申し上げます。承認第13号でございます。これは「福岡県自治会館管理組合等公平委員会を共同設置する地方公共団体に加わるることについて」でございます。地方自治法第252条の7第2項の規定に基づきまして、福岡県自治会館管理組合等公平委員会を共同設置する地方公共団体に加わるというものでございます。

次に、65ページをお願い申し上げます。承認第14号でございます。「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定」でございます。地方公務員法第29条第4項の規定に基づきまして、懲戒処分は書面を交付して行うこと、停職は1日以上6月以下とし、いかなる給与も支給されないことなどを定めたものでございます。

次に、68ページをお願い申し上げます。承認第15号でございます。「職員団体の登録に関する条例の制定」でございます。地方公務員法第53条の規定に基づきまして、職員団体が公平委員会に登録を申請する際の手続等について定めたものでございます。

次に、72ページをお願い申し上げます。承認第16号でございます。「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定」でございます。地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づきまして、職員が給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合及び期間として、適法な交渉を行う場合でございます。及び休日等を定めるものでございます。

次に、75ページをお願いいたします。承認第17号でございます。「職員の育児休業に関する条例の制定」でございます。「地方公務員の育児休業等に関する法律」第2条等の規定に基づきまして、育児休業をすることができない職員、再度の育児休業をすることができる事情などについて定めたものでございます。

次に、80ページをお願いいたします。承認第18号でございます。「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定」でございます。地方公務員災害補償法第69条第1項及び70条第1項の規定に基づきまして、議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償の制度を定めたものでございます。

最後に、97ページをお願い申し上げます。承認第19号でございます。「議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定」でございます。別表に掲げておりますとおり、

議員の報酬として、日額で、議長7千円、副議長6千円、その他の議員5千円とし、第5条で、他の地方公共団体の常勤の職を兼ねる場合は支給しないとするものでございます。費用弁償は、第3条で、旅費条例により計算した旅費を支給するというものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。なにとぞ、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長（原 伸一） 承認第1号から承認第19号までについて、質疑及び討論の通告はございませんので、これより、一括採決をいたします。

お諮りします。本19件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本19件は承認をされました。

#### ■日程第10 議案第1～9号「平成19年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」ほか8件

議長（原 伸一） 日程第10、議案第1号「平成19年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」から、議案第9号「指定金融機関の指定について」までを一括議題といたします。ただし、採決は議案ごとに行います。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（永長利夫） 本9件の議案につきまして、提案理由を説明させていただきます。

まず、99ページをご覧ください。議案第1号「平成19年度一般会計予算について」でございます。

第1条第1項のとおり、歳入歳出の予算の総額は、それぞれ7億2,400万9千円でございます。第3条でございますが、一時借入金 の最高額を1千万円と定めるものでございます。101ページをお願いいたします。債務負担行為といたしまして、電算処理システムの保守委託料、ハード及びソフトウエアの賃借料を、20年度から24年度までお願いをいたすものでございます。103ページをお願いいたします。歳入の主なものといたしまして、市町村からの共通経費に係る負担金が6億7,824万5千円、電算関係の初期投資に係る国庫補助金でございますが3,103万5千円。104ページをお願いいたします。雑入といたしまして、広域連合設立準備委員会の精算残金が1,472万6千円でございます。105ページをお願いいたします。歳出の主なものといたしまして、議会費が273万2千円。106ページをお願いいたします。総務費といたしましては、広域連合の運営に係ります市町村との協議・連絡のための会議関係経費でございますとか、保険料及び保健事業の決定に係る被保険者を含みます団体等からの意見聴取・協議関係経費、事務所の賃借料・共益費、派遣職員の手当及び給与負担



金などでございます。108ページをお願いいたします。民生費といたしまして、来年4月の制度施行に向けました広報関係経費や、被保険者証・保険料賦課通知書の作成経費並びに電算処理システム導入経費などでございます。

次に、111ページをお願いいたします。議案第2号「議会の定例会の回数を定める条例の制定について」でございませう。

議会の定例会の回数を毎年2回とするものでございませう。

次に、113ページをお願いいたします。議案第3号でございませう。「監査委員条例の制定について」でございませう。

地方自治法第202条の規定に基づきまして、監査委員は監査を行うときは実施日時を監査を受ける者に通知することなどを定めるものでございませう。

次に、115ページをご覧ください。議案第4号でございませう。「情報公開条例の制定について」でございませう。

公文書の開示に係る実施機関といたしまして、広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員を定め、開示請求及び開示の方法、不服申立ての手續などを定めるものでございませう。

次に、125ページをお願い申し上げます。議案の第5号でございませう。「個人情報保護条例の制定について」でございませう。

個人情報の開示等に係ります実施機関といたしまして、広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員を定めまして、個人情報の取扱い、開示、訂正、利用及び不服申立てについて定めるものでございませう。

次に、145ページをお願い申し上げます。議案第6号でございませう。「情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」でございませう。

情報公開及び個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するために、審査会を設置いたしまして、不服申立てに係る審議等を行うものでございませう。

次に、150ページをお願い申し上げます。議案第7号でございませう。「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございませう。

他の地方公共団体の常勤の職を兼ねる場合でございまして、当該地方公共団体から受けるべき給与があるときは、報酬を支給しないとともに、情報公開・個人情報保護審査会の委員の報酬を日額5千円とするものでございませう。

次に、151ページをお願いいたします。議案の第8号「広域計画の作成について」でございませう。

この広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づきまして作成をいたすものでございませう。154ページをお願い申し上げます。アラビア数字のIでございませうが「広域計画の趣旨」といたしまして、広域計画は、総合的かつ計画的に広域行政事務を行うための基本的な指針として策定するとしていたしております。IIでございませうが「広域

計画の期間及び改定」といたしまして、期間を平成19年度から23年度までの5年間といたし、計画期間の満了年度に見直しを行うこと。ただし、広域連合長が必要と認めた場合には随時改正をすること。Ⅲでございます。「医療費の現状」といたしまして、福岡県の1人当たり老人医療費は、全国平均の約1.2倍となっておりますこと、それから医療制度の安定的な運営のためには、保険料や現役世代の負担が過重にならないようにしていくことが重要であるとしております。Ⅳでございますが「目標」といたしまして、後期高齢者の心身の特性及び生活実態に応じまして、必要かつ適切な医療サービスを提供することを目標として、具体的には、一つは広域連合と構成市町村の事務分担は被保険者の利便性等に配慮して定めまして、互いに連携して円滑な運営に努める、二つめは、将来にわたって安定的に医療制度を推進していくために、保険財政の安定化と医療費の適正化に努めることというふうにいたしております。155ページをお願い申し上げます。Ⅴでございますが「具体的方策」といたしまして、一つは「広域連合及び構成市町村が行う事務」といたしまして、(1)及び(2)におきまして高齢者医療確保法に定める事務を掲げて、(3)で、まあこれは広域連合と構成市町村の連携協力や広報の実施、相談対応に努めることといたしております。二つめの「保険財政の安定化及び医療費の適正化」でございますが、1で、計画的な財政運営、156ページをお願いいたします。国・県と連携した財政リスクの軽減を図ること、簡素で効率的な事務運営に努めていくことといたしております。それから(2)の方で、関係機関と連携して医療費の適正化を図っていくということにいたしております。

最後に、158ページをお願い申し上げます。議案の第9号でございます。「指定金融機関の指定について」でございます。

地方自治法235条第2項の規定に基づきまして、公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる金融機関の指定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。指定は、2年交替で、株式会社福岡銀行と株式会社西日本シティ銀行とするものでございます。なお、最初の指定につきましては、福岡銀行といたしまして、平成22年の7月末までの3年間といたすものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、なにとぞ、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（原 伸一） 議案第1号及び第8号について、質疑の通告がありましたので、質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定によりまして、同一議員につき同一議題について、3回までです。

また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき同一議題について、答弁時間を除き、3回合計で、10分以内といたしますので、ご了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

議長（原 伸一） 4番、柳井 誠議員。

4番（柳井 誠議員） はい。皆さん、こんにちは。わたくし、北九州市選出の柳井 誠でございます。会派は日本共産党です。ただいまから議案質疑を行います。

後期高齢者医療について、命と健康を左右する大変重要な役割を担っていく広域連合と広域連合議会の重責を、本日出席の議員の皆さんお感じのことと思います。わたくしは、最初に、この制度そのものの問題点について、わたくしの所見を述べさせていただきます。

第1に、広域連合間で、保険料に格差を生ずることです。福岡県では、1人当たりの老人医療費が日本一高く、全国平均の124%であります。そのため、全国一高い保険料になることが心配されています。

第2に、全く所得がなくても、保険料が賦課されます。現在子どもの社会保険の扶養となっている所得が少ない後期高齢者にも全国平均の金額ですが3,100円の保険料であります。

第3に、年間18万円以上の年金があれば、保険料を年金から天引きされることになります。

第4に、保険料を納められない場合は、保険証が取り上げられて、国保では高齢者に発行がされていない、窓口で全額費用負担が必要な資格証明書が発行されることになります。

第5には、診療報酬に病気ごとの包括払い制が導入されようとしており、75歳になればこれまでと区別されて、必要な医療を受けることに制限が加えられるおそれがあります。

以上の問題に対する独自の保険料減免や健康診査等の対策をとる場合に、一般財源をもたない広域連合では、保険料で負担することになり、さらに高い保険料基準額を設定するか、あるいは我慢するか、2つの選択肢しかありません。来年度予算要求時期の8月末をめどに負担軽減のための国の財政負担割合の引き上げを要望することが必要ではないでしょうか。広域連合の総意として、国への強い要望を上げるべきであることを表明して、まずこれは要望させていただきます。

以上、私の基本的な認識を申し上げた上で、未だ政令が出されていない現段階の議会ではありますが、議案第8号「福岡県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」等で示されている広域計画案について数点質問させていただきます。

最初に、制度の周知徹底と被保険者の意見聴取についてお伺いします。

後期高齢者医療制度は、保険料負担が従来より確実に増えると見込まれます。約4割が生活保護基準を下回ると推定される高齢者の所得に、福岡県の場合は、1人平均7,500円、介護保険料平均4,200円、合計12,000円近い保険料が賦課されています。後期高齢者はもちろん、県民全体への十分な事前周知が欠かせません。

周知の必要性については、わたくしの所属する北九州市議会3月定例会において、北

九州市当局は「県内共通のパンフレット等において広報に努めるとともに、北九州市においても市民への周知をあらゆる機会を通じて行っていきたい。市民の意見を聞く手立てについては、参議院厚生労働委員会の付帯決議も踏まえて、今後広域連合で他の市町村とも協議していきたい」と答弁しております。市政だよりの特集記事は保険料が決まった後の年明けになる予定ですが、北九州市を含めた各市町村で独自の広報を検討中、努力中であろうと思われまます。

しかし、これだけでは、市民・県民は制度の内容をほとんど理解できないまま、保険料その他が決定されることとなります。来月にも予定されております政令告示、11月の保険料決定の臨時議会を節目として、事業実施までの期間に周知徹底のための広報と説明会を目標をもって精力的に進める必要があるのではないのでしょうか。保険料の決定される時期の予告も入れた独自のリーフレットを広域連合として早急に作成して、全戸配布するべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

併せて、その際に、県民の意見を聞き、条例・規則の制定に生かすことについてであります。昨年改定された行政手続法では、意見公募手続、いわゆるパブリック・コメントが盛り込まれて、地方公共団体の努力義務も定められております。重要な条例議案等については、意見公募手続の制度化を求めます。また、広域連合及び広域連合議会において公聴会を開くべきであります。特に、議員、我々議員も参加するべきだと考えますが、答弁を求めます。

次に、広域連合運営協議会の設置について質問いたします。

現在、本広域連合には、運営調整会議など市町村の協議組織はありますが、国民健康保険のような運営協議会がありません。被保険者・医療関係者・専門の学識者の意見を反映させる場がないことは、国民健康保険、介護保険などと比較して問題であります。政府社会保障審議会医療保険部会では、後期高齢者医療のあり方についての審議が続いており、本広域連合においても、後期高齢者の心身特性の知見を踏まえた医療、保健事業等の判断が求められます。

6月1日に運営協議会設置を決めた長野県の広域連合では、11月の臨時議会までに1、2回の運営協議会を予定しております。

早急に運営協議会を設置し、11月の臨時議会までに運営を具体化させることを求めます。答弁を求めます。

次に、広域連合の情報公開について質問いたします。

今回の議案も我々関係議員に配布されたのみであります。今後の問題として、一定の基準を設けて、業務報告や財政報告等の各市町村議会への報告、議会、また運営協議会の資料・議事録の公開など、ホームページの公開を含む情報公開を徹底させるべきであります。答弁をお願いします。

最後に、資格証明書と短期保険証の事務について質問します。

冒頭申し上げましたとおり、法第54条では、保険料滞納者には政令に基づき、特別

の事情があると認められる場合を除いて、資格証明書や短期保険証を交付するとなっております。同じ制度が既に長年実施されてきた国民健康保険において、福岡県では、18年6月時点で資格証明書・短期保険証が交付されている世帯は9万200世帯、比率は9%強となっております。福岡県保険医協会の調査では、この資格証明書世帯の受診率は、通常の保険証世帯の100分の1に抑制されているということになっております。

年金天引きの特別徴収においても、被保険者の2割弱と推定される無年金・低年金者を中心とする普通徴収でも、今後一定の滞納者が発生することは避けられません。高齢者の孤独死あるいは餓死などが問題となっている中で、虚弱な高齢者から容赦ない（1分前の予鈴）保険証取り上げは問題であります。広域連合の資格証明書や短期保険証交付決定においても、市町村の相談窓口においても重要な、慎重な対応が求められます。

その際の対応として、以下伺います。

特別の事情についての取扱いであります。福岡県では、1市19町村で資格証明書を発行してはおりません。特別事情ある者には発行しないことを徹底し、命と健康を守るべきであります。また、特別の事情の基準を、被保険者本人の医療の必要がある場合、あるいは「生活維持の困難」の場合を含めるべきであります。答弁を求めます。

最後に、資格証明書について、市町村の事務では「引渡し・返還の受付」、広域連合の事務は「交付決定」となっておりますが、厚生労働省の見解は、資格証明書の発行は市町村の判断という見解を示しております。実務上も市町村の判断は不可欠であり、この資格証明書決定に関する市町村の判断をどう考えるのか、答弁を求めて、わたくしの質疑を終わります。

議長（原 伸一） 連合長の答弁を求めます。

広域連合長（江藤守國） 柳井議員から広域計画案につきまして、数点ご質問がございましたので、お答えをいたします。

広域連合運営協議会の設置の必要性についてでございますが、平成20年4月1日から施行されます「高齢者の医療の確保に関する法律」におきましては、国民健康保険法第11条の国民健康保険運営協議会のような組織の設置は義務づけられていないところでございます。

ただ、後期高齢者医療制度の運営におきましても、制度の対象となります被保険者をはじめ、学識者、医療関係団体等の意見をお聞きした上で進めていくことが重要であると認識をいたしておきまして、今後、他の都道府県後期高齢者医療広域連合の状況などもみながら、国民健康保険法の運営協議会に準じた協議組織を設置する方向で、検討してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、永長事務局長からお答えを申し上げます。

議長（原 伸一） 事務局長。

事務局長（永長利夫） わたくしの方からは、制度の周知徹底につきまして、それから被保険者の意見聴取につきまして、並びに情報公開、それから資格証明書・短期被保険者証の事務関係についてお答えをさせていただきます。

まず、制度の周知徹底についてでございます。わたくしどもの方の広域計画全体についてでございますけれども、広域連合規約第5条におきまして、後期高齢者医療制度の実施に関しまして広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事、広域計画の期間及び改定に関する事を記載することと規定をいたしております、主な記載事項といたしましては、広域連合と市町村が行う事務の分担が中心となっておりますので、ご質問をいただいております個々の事項については、詳細な記載を行うことにはなっておりませんことを、まずもってお断りをさせていただきます。

さて、制度の周知につきましてでございますが、広域連合といたしましては、後期高齢者医療制度の円滑な移行のために、運営主体として積極的に推進してまいり所存でございます。

広域計画におきましても広域連合及び市町村の連携協力を謳っておりますけれども、具体的な制度の周知に当たりましては、市町村と連携・協議のもとに、様々な機会を通じまして広報物の配布でございますとか制度説明会の実施などを進めていくというふうにいたしております。

広報媒体といたしましては、市町村の広報誌やリーフレット、ポスター、ミニガイドなどの印刷物をはじめといたしまして、ホームページでございますとか新聞紙面による広報など、多様な手段を活用いたしまして、繰り返し広報を行う予定といたしております。

具体的に、全世帯に対する周知につきましてでございますが、市町村の広報誌の誌面などを通じて行うよう考えておるところでございます。また、現在作成中のリーフレットにつきましては、保険料の算定方法の決定時期などにつきましても記載するように検討を行っているところでございます。

それから、被保険者の意見聴取について、パブリック・コメントの制度化でございますとか、公聴会・説明会の開催についてのことでございます。

被保険者の意見聴取につきましては、後期高齢者医療制度でございますが、高齢者の医療を国民の共同連帯の理念に基づきまして支えるものでございます。制度に対する住民の理解を得ることは極めて重要であると認識いたしております。

特に、広域連合の重要な施策につきましては、住民の意見を十分踏まえた上で慎重に検討を行っていく必要がございます、重要施策に係りますパブリック・コメントの制度化、住民に対する公聴会や説明会の開催など、住民の意見をお聞きする手法について、他の都道府県の広域連合の状況なども参考にいたしながら、今後、研究してまいりたいというふう考えております。

それから、広域連合の情報公開についてでございます。

広域連合といたしましても、事務実施に係ります諸施策につきまして、住民に内容を理解していただく責務を有しております、今議会に議案として提出いたしております情報公開条例の制定など、情報の公開につきまして積極的に取り組んでまいり所存でございます。

また、議会、その他今後設置を検討いたしております運営協議会につきましても、ホームページ等の媒体を利用いたしまして積極的に情報開示に努めてまいりたいというふうを考えております。

次に、資格証明書・短期被保険者証の事務についてでございます。資格証明書等は、特別事情がある者には交付しないことを徹底し、特別事情の基準に「生活維持の困難」等を含めるべきではないかというご質問でございますが、まずこの資格証明書・短期証に関する規定でございますが、「高齢者の医療の確保に関する法律」の第54条の規定や厚生労働省が示しました資料によりますと、保険料の滞納発生から1年を経過した被保険者に対しまして、災害などの特別の事情がない限り、被保険者証の返還を求めまして、被保険者資格証明書を交付するというようなふうになっております。

また、被保険者が滞納した場合でございますが、国民健康保険と同様に、通常より有効期間の短い被保険者証、いわゆる短期被保険者証でございますけれども、これを交付することができるようになっておるところでございます。

資格証明書の交付の目的でございますけれども、これらの制度につきましては、被保険者の負担の、要するに公平を図る、公平の観点から設けられたものでございまして、納付相談、それから納付指導のための被保険者との接触の機会を確保するということを目的とするものであるというふうに、わたくしども理解をいたしているところでございます。

と申しましても、これらの運用に当たりましては、被保険者間の公平の確保でございますとか市町村における円滑な事務執行の観点から、広域連合において取扱いに関する一定の基準を定める予定でございます、市町村の国民健康保険の状況なども参考にいたしまして、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、資格証明書の交付決定に関する市町村の判断についてでございます。

資格証明書の交付手続といたしまして、先ほど申しましたが、1年を経過した被保険者に対してやるわけでございますけれども、この申出の受付は市町村が行う予定となっております。

資格証明書の交付の決定に当たりましては、滞納の事実のほかに、対象となります被保険者に対する市町村の相談業務、納付指導の結果なども十分考慮する必要があるというふうに考えておりました、市町村において把握された特別の事情はもとより、納付相談等の結果など市町村から必要な情報やご意見をいただきまして、その内容を

踏まえて判断しなければならないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（原 伸一） 通告のございました質疑は以上です。

討論の通告はございませんので、これより、議案第1号から第9号まで、議案ごとに採決いたします。

採決は、質疑のあった議案第1号及び第8号は起立により、その他の議案は簡易採決により行います。

それでは、議案第1号「平成19年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、採決をいたします。

お諮りします。本議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立を願います。

（賛成議員の起立）

議長（原 伸一） 賛成多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第2号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例について」を採決いたします。

お諮りします。本議案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第3号「福岡県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。本議案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。本議案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。本議案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第6号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第7号「福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤にあるものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」採決をいたします。

本議案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第8号「福岡県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について」を採決いたします。

お諮りします。本議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員起立）

議長（原 伸一） 賛成多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「指定金融機関の指定について」採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

## ■日程第12 同意第1～3号「副広域連合長の選任について」ほか2件

議長（原 伸一） 続きまして、本日、広域連合長から追加提出されました同意第1号「副広域連合長の選任について」から、同意3号「監査委員の選任について」までを、日程に追加したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。

それでは、同意第1号「副広域連合長の選任について」を議題とします。

議案書はお手元に配布のとおりです。

提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（江藤守國） 同意第1号「副連合長の選任について」、1ページをご覧くださいと思います。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、副広域連合長の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

山本文男氏は、添田町町長であり、また、全国及び福岡県町村会の会長としてご活躍中でございます。副広域連合長として適任と存じております。

なにとぞ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（原 伸一） これより質疑を行います。

質疑がある議員は、起立して「議長」と呼び、議席番号及び氏名を教えてください。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対者から行います。討論がある議員、反対・賛成を述べて起立をしてください。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。お諮りします。本議案は、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本議案は、原案に同意することに決定をいたしました。

ここで、地方自治法第121条の規定により、山本副広域連合長の出席を求め、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

副広域連合長（山本文男） 添田町長の山本でございます。なお、そのほか県の町村会の会長を務めております者でございます。

本日のこの初めての議会で、皆さん方がわたくしを副連合長にご推挙いただき、そして、それをご承認をいただきまして、誠にありがとうございます。身に余る光栄であります。

この高齢者医療保険は、これからの時代に大変必要なものであることはもう言うまでもございません。ですから、それだけに、私ども保険者は、皆さんたちに喜ばれる制度を実施をしなければならんと、そういうふうに思います。

わたくしも、連合長を助け、精一杯がんばって、そして、この高齢者医療保険が、我

が福岡県ここにありというぐらいの、りっぱなものに育てていきたい、という気持ちに燃えておるところでございます。

それを十分認識をしながら、副連合長を務めさせていただきますので、皆様方の格別なご支持・ご支援を賜りますことをお願いを申し上げまして、皆さんたちのご支援に対して、お礼の言葉とご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（原 伸一） ありがとうございます。

次に、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（江藤守國） 同意第2号「監査委員の選任について」でございますが、2ページをご覧くださいと思います。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、監査委員のうち「人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

有村康博氏は、現在、春日市の監査委員、また、税理士でいらっしゃいまして、適任者と存じております。

なにとぞ、ご同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（原 伸一） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。お諮りします。本議案は、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本議案は、原案に同意することに決定をいたしました。

同意第3号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（江藤守國） 同意第3号「監査委員の選任について」でございます。3ページをご覧くださいと思います。

本案は、同じく、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、監査委員のうち広域連合議員から選任する者について、議会の同意を求めるものであります。

手柴豊次議員は、現、筑前町長でございまして、適任者と存じております。

なにとぞ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（原 伸一） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。お諮りします。本議案は、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本議案は、原案に同意することに決定をいたしました。

#### ■日程第 1 1 会議録署名議員の指名

議長（原 伸一） 日程第 1 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 7 4 条の規定により、1 番、山本眞智子議員、4 0 番、壽福正勝議員を指名いたします。

#### ■閉会（16 時 28 分）

議長（原 伸一） お諮りします。本臨時会において議決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第 3 9 条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定をしました。

以上で、臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成 1 9 年第 1 回福岡県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

平田喜次郎

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

原伸一

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

山本真智子

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

寿福正勝

